雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案 新旧対照表

| 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)

の有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がそ施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な	第一条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社 (目的)	附則 第七章 雑則(第三十一条—第三十八条)		条―第二十七条) 第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等(第二十四	第四章 職業転換給付金(第十八条—第二十三条)第三章 職業訓練等の充実(第十六条・第十七条)	第二章 求職者及び求人者に対する指導等(第十一条—第十五条)第一章 総則(第一条—第十条)	目次	改正案
地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達ができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮すること施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均	第一条 この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な(目的)	附則	第七章 雑則(第二十七条—第三十一条)——第二十六条)	第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置(第二十四条第五章 職業転換給付金(第十八条—第二十三条)	第四章 技能労働者の養成確保等(第十六条・第十七条)第三章 求職者及び求人者に対する指導等(第十条—第十五条)	第二章 雇用対策基本計画(第八条·第九条) 第一章 総則(第一条—第七条)	目次	現行

労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済

2 この法律の運用に当たつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

2

高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するの開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、職業能力2 この法律の運用に当たつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の

(国の施策)

ように努めなければならない。

的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じ第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本

なければならない

紹介に関する施策を充実すること。 め、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業 一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするた

い評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわし二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動

する施策を充実すること。

を援助するために必要な施策を充実すること。 是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を

四 事業規模の縮小等(事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転

成とに資することを目的とする。

得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習ったの法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の

ればならない。 働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなけ

(国の施策)

的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じ第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本

なければならない。

紹介の事業を充実すること。め、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするた

進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促ニ 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動

技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要

要な施策を充実すること。に、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必換若しくは廃止をいう。以下同じ。)の際に、失業を予防するととも

な施策を充実すること。 の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭

等を促進するために必要な施策を充実すること。

一不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善

進するために必要な施策を充実すること。

ョンの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促

進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人にい者をいう。以下この条において同じ。)の我が国における就業を促于 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人(日本の国籍を有しな

な施策を充実すること。

\_\_\_\_ |----| | 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度

の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

五.

ために必要な施策を充実すること。
六 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進する

策を充実すること。の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施ついて、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用管理

。| 域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること域における労働者の雇用を促進するため、雇用機会が不足している地十一 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地

を有効に発揮することの妨げとなつている雇用慣行の是正を期するようは、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地域振興等の諸施策と相まつて、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力と、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地

に配慮しなければならない

3 の二第 整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。 正な供給が行われないようにすることにより、 入国管理及び難民認定法 国及び在留の管理に関する施策と相まつて、 国は、 一項に規定する不法就労活動をいう。 第一 項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、 (昭和二十六年政令第三百十九号) 外国人の不法就労活動 労働市場を通じた需給調 を防止し、 労働力の不適 第七十三条 外国人の入 出

にするために必要な施策を充実すること。その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう

七

期するように配慮しなければならない。

国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際して期するように配慮しなければならない。

国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際して期するように配慮しなければならない。

### (事業主の責務)

い。
助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならなについて、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援第六条 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者

改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上をんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の第七条事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにか

図るために必要な措置を講ずることにより、

その雇用機会の確保等が図

られるように努めなければならない。

第八条 んがみ、 び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にか 令で定める者を除く。 うに努めなければならない。 より離職する場合において、 すべき理由によるものを除く。 の改善に努めるとともに、 人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよ 職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理 事業主は、 その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう 外国人 以下同じ。)が我が国の雇用慣行に関する知識及 (日本の国籍を有しない者をいい、 その雇用する外国人が解雇 当該外国人が再就職を希望するときは、 その他の厚生労働省令で定める理由に (自己の責めに帰 厚生労働省

### (事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しければならない。

#### 第十条 第九条 募集及び採用について、 であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、 処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。 にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。 (指針) (募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保) 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要 (削る) 厚生労働大臣は、 厚生労働省令で定めるところにより、その年齢 前二条に定める事項に関し、 事業主が適切に対 労働者の 第七条 第八条 3 2 るものでなければならず 策基本計画」という。 にかかわりなく均等な機会を与えるように努めなければならない。 であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢 うにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画(以下「雇用対 (雇用対策基本計画の策定等) 雇用対策基本計画は、 となるべき事項 雇用対策基本計画に定める事項は、 第四条第 第二章 雇用の動向に関する事項 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要 国は、 労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよ 雇用対策基本計画 一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本 )を策定しなければならない。 政府の策定する経済全般に関する計画と調和す かつ 職種、 次のとおりとする。 技能の程度その他労働力の質的

第 二章 求職者及び求人者に対する指導等

側面を十分考慮して定められなければならない。

4

国は、

必要がある場合には、

ることができる。 定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定め 中小規模の事業等に関して特別の配慮を加え、 雇用対策基本計画において、 その労働者の職業の安 特定の職種

5 厚生労働大臣は、 雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求め

なければならない。

6 じめ、 ともに、 厚生労働大臣は、 関係行政機関の長と協議し、 その概要について経済財政諮問会議の意見を聞かなければなら 雇用対策基本計画の案を作成する場合には 及び都道府県知事の意見を求めると あらか

ない。

7 滞なく、 厚生労働大臣は、 雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。 第五項の規定による閣議の決定があつたときは、 遅

8 前三項の規定は、 雇用対策基本計画の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第九条 本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの の実施について、 に対して、 厚生労働大臣は、 雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基 必要な要請をすることができる。 必要があると認めるときは、 関係行政機関の長

第三章 求職者及び求人者に対する指導等

2 第十六条 第十五条 第十二条 第十一条 (削る) 他の措置を行わなければならない。 業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その は配置、 るため (雇用情報) (職業訓練の充実) (雇用に関する援助 (職業に関する調査研究) 国は、 労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、 第三章 適性検査、 職業安定機関及び公共職業能力開発施設は、労働者の雇入れ又 公共職業能力開発施設が行う職業訓練と事業主又はその団体が 労働者の職業能力の開発及び向上が効果的に図られるようにす (略) (略) (略) 職業訓練等の充実 職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主 雇用情報、 職 第十条 2 第十五条 第十一条 第十六条 第十二条 配置、 う職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行われ の措置を行わなければならない。 に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他 労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、 対処するために必要な指針を定め (指針) (雇用情報) 国は、 (職業訓練の充実) (雇用に関する援助) (職業に関する調査研究) 第四章 適性検査、 (略) 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は 厚生労働大臣は、 公共の職業訓練機関が行う職業訓練と事業主又はその団体が行 (略) (略) 技能労働者の養成確保等 職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、 第七条に定める事項に関し これを公表するものとする。 産業人として有為な 雇用情報、 事業主が適切に 職業

ならない。 行う職業訓練とが相互に密接な関連の下で行われるように努めなければ

(職業能力検定制度の充実)

第十七条 力の水準その他の事情を考慮して、 職業能力の評価のための適正な基準を設定し、 国は、 技術の進歩の状況、 事業主団体その他の関係者の協力の 円滑な再就職のために必要な職業能 これに準拠して労

図ることにより、 経済的社会的地位の向上を図るように努めるものとする 労働者の職業能力の開発及び向上、 職業の安定並びに

働者の有する職業能力の程度を検定する制度を確立し、

及びその充実を

第四章 職業転換給付金

第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等

(再就職援助計画の作成等)

第二十四条 略

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、 第二十七

条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(大量の 雇用変動 の届出等)

一十七条 事業主は その事業所における雇用量の 変動 (事業規模の 縮

小その他の理由により

一定期間内に相当数の離職者が発生することをい

技能労働者が養成され 及び確保されるように図らなければならない。

(技能検定制度の確立)

第十七条 水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に 国は、 技術の進歩の状況、 円滑な再就職のために必要な技能 0

る技能の程度を検定する制度を確立し、 技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有す 並びにこれを拡充し 及び普及

の経済的社会的地位の向上を図るように努めるものとする することにより、 労働者の技能の向上及び職業の安定並びに技能労働者

第五章 職業転換給付金

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置

(再就職援助計画の作成等)

第二十四条 略

5 条第 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、 一項の規定による届出をしたものとみなす。 第二十八

適用しない。 厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。 条において「大量雇用変動」という。)については、 するものとする。 大量雇用変動の前に を受けて任命権を行う者を含む。 の前に、 う。) であつて、 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、 厚生労働省令で定めるところにより、 この場合において、 厚生労働省令で定める場合に該当するもの 政令で定めるところにより、 次条第三項において同じ。 国又は地方公共団体の任命権者 当該離職者の数その他の 厚生労働大臣に通知 当該大量雇用変動 前項の規定は、 は、 (以下この (委任 当該

働者の再就職の促進に努めるものとする。国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労 第一項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、

こと。 電用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行う 求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の

一 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

# (外国人雇用状況の届出等)

| 外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する

て確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項についに規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項をする (出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規

職の促進に努めるものとする。
ることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就2 前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ず

指導及び助言を行うこと。
資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な一職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の有する在留

を行うこと。 外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該

四 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、

第

3

ものとする。 職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知する ・一権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離 項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任

4 第二項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の規定による通

知があつた場合について準用する。

# (届出に係る情報の提供)

第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法

# (法務大臣の連絡又は協力)

外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として在留する第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を

ければならない。
来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じな来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなる。
法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本

(国と地方公共団体との連携)

第三十一条 (略)

(助言、指導及び勧告)

ときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。第三十二条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認める

第二十七条 (略) (国と地方公共団体との連携)

### (報告等)

第三十三条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の第三十三条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の第三十三条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の

帯し、関係者に提示しなければならない。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携

ものと解釈してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

## (資料の提出の要求等)

主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。条第一項を除く。)を施行するために必要があると認めるときは、事業第三十四条。厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項及び第二十八

# (大量の雇用変動の届出等)

(削る)

条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動がその他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをい第二十八条。事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮

第三十五条 第三十六条 る。 めるところにより、 (権限の委任) (報告の請求) この法律に定める厚生労働大臣の権限は、 (略) その 部を都道府県労働局長に委任することができ 厚生労働省令で定 第二十九条 3 2 努めるものとする。 を講ずることにより、 適用しない。この場合において、 厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならな で定めるところにより、 を受けて任命権を行う者を含む。 (報告の請求) 第 こと。 雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行う 求めに応じて、 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、 公共の職業訓練機関において必要な職業訓練を行うこと。 職業安定機関において、 項の届出又は前項の通知があつたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 (略) その離職前から、 当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に 公共職業安定所長に通知するものとする。 相互に連絡を緊密にしつつ、 国又は地方公共団体の任命権者 は、 当該労働者その他の関係者に対する 当該大量雇用変動の前に 当該離職者の数その他の 国は、 次に掲げる措置 前項の規定は、 当該労働者

の前に、

(委任

政令

2 (略)	2 (略)
二 第二十九条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者	四第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
	しくは忌避した者
	は虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若
	し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しく
	三第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を
	者
	二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
した者	した者
第二十八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出を	一 第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出を
処する。	処する。
第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に	第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
(罰則)	(罰則)
公務員については、適用しない。	国家公務員及び地方公務員については、適用しない。
2 第六条、第七条、第十二条及び第六章の規定は、国家公務員及び地方	2 第六条から第十条まで及び第五章 (第二十七条を除く。) の規定は、
第三十条 (略)	第三十七条 (略)
(適用除外)	(適用除外)
	令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。
	2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省

二 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)

その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進第一条 この法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に 第	(目的)			附則	第六章 罰則(第二十条—第二十三条)	第五章 雑則(第十五条-第十九条)	第十四条)	第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置(第十条—	第九条)	第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第七条—	第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等(第四条-第六条)	第一章 総則(第一条—第三条)	目次	改正案
し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつてこれ職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域内に居住する労働者に関第一条 この法律は、雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求	(目的)		第十七条-第十九条)第六章 高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発のための措置(	・第十六条)	第五章 求職活動援助地域に係る地域雇用開発のための措置(第十五条	二条一第十四条)	第四章 能力開発就職促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第十	条一第十一条)	第三章 雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第九	条)	第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用機会増大計画等(第四条-第八	第一章 総則(第一条—第三条)	目次	現行

	(定義) (定義)		正とにより、地域的な雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講をが不足している地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の大力する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、方する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、方する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、方する当該地域内において就職することが著しく困難な状況にること。 の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当の法律において「自発雇用創造地域」とは、水に掲げる要件に該当の法律に対している。	(定義)  (定表)  (定表)
- この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 - この法律において「地域雇用開発」とは、義)	この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律において「地域雇用開発」とは、		用機会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講	用機会が不足している地域、求人が相当数あるにもかかわらず計
会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している地域、この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律において「望義)	会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している地域、この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律において「当	会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している地域、		難な状況にある地域又は職業に必要な高度の技能及びこれに関す
ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 難な状況にある地域又は職業会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している地域、この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律において「共義)	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 難な状況にある地域又は職業会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している地域、この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律において「監	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 難な状況にある地域又は職業会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している地域、		以下
ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 難な状況にある地域又会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律におい	を有する労働者(以下により、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。   難な状況にある地域又会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している		かつ、
ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	び集積し、かつ、雇用 ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。		ついて第三章から第六章までに定める措置を講ずることにより、
ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。		な雇用構造の改善を図ることをいう。
ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。     この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二条 この法律においる地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用機会が不足している 難な状況にある地域又を有する労働者(以下を有する労働者(以下限)を有する労働者(以下限)で有する労働者(以下の人工の人工での法律においる	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当	
の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二 つ で	の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当       2         ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。       対         が       か         で       が         が       が         が       が         が       が         が       が         が       が         が       が         が       か         で       か <t< td=""><td>する地域をいう。</td><td>該当する地域をいう。</td></t<>	する地域をいう。	該当する地域をいう。
地域をいう。	地域をいう。	地域をいう。	<ul><li>一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。</li></ul>	一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること
は、大田であるとの法律において「地域雇用開発」とは、水職者の総数に比し屋 第二 この法律において「雇用開発促進地域」とは、水に掲げる要件に該当 2 をでは、では、水に掲げる要件に該当 2 をであるとをいう。	日然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 一会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用 この法律において「雇用開発促進地域」とは、水職者の総数に比し雇 第二 この法律において「地域雇用開発」とは、水職者の総数に比し雇 第二 にの法律において「地域雇用開発」とは、水職者の総数に比し雇 第二 にの法律において「地域を対象している。	日然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。   一地域をいう。   一地域をいう。   一地域をいう。   一地域をいう。   一切の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 ない   である地域であること。   一切が   が   が   である地域であること。   一切が   であるが   であるが	(十五歳以上の者に限る。	
その地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 対の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 を記める (	その地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の 二	その地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 超域をいう。 超域をいう。 がいばないで、雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 ないがらに居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の ことの地域をいる。	就業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数	相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその時
業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数 には、水職者の総数に比し屋 第二ととにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 ロ	に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、	おいて就職することが困難な状況にあること。
大の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に比し雇 第二 とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	文学の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める措置を講覧が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講覧がの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をである当該地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他のことの法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇第二との法律において「地域を対象して、対域を対象に対象して、対域を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 一日然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 一日然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 一日然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 一切がある当該地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の 二次の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 ないがある当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 がいる当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 を記述される。)その他の 二次の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 ないる。 がいる当該地域内に居住する対象の対象の割合が相当程度に高く、 を記述される。)その他の 二次の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 ないる。)との他の 二次の法律においる。 一次の地域内に居住する対象を図ることをいう。		
表) ことにより、地域について第三章及び第四章に定める措置を講会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講定とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。」との地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他のことの治する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対対の対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 といれて「地域雇用構造の改善を図ることをいう。 をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をがある当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、ない。 は、	つ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、 三とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 三目然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 一目然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 一口の地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の 二つ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、 ががする当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、 一つ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、 単	当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況に	
大の法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二 ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。     ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。     ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。     この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2 地域をいう。     一目然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。     一中地域をいう。     一つ、当該求職者の総数に比し雇 第二 2 ながする当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。		あること。	
義) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講開会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講知をにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 といればをいう。 を別がの注意において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をがある当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、いるだめ、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。		
(略) (略) (の法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用ととにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。 (の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当 2がする当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、つ、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況に ること。 (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	四 (略) ことにより、地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用度が的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。 ついまする当該地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の、当該求職者の総数に比し著して厚生労働省令で定める者の総数がする当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、つ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、ること。 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇 第二 をの 地域内に居住する 水職者の数の割合が相当程度に高く、 がずる 当該地域内に居住する 水職者の数の割合が相当程度に高く、 ること。 この (略) において が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	四 (略) ことにより、地域について第三章及び第四章に定める措置を講 用 会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講	この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当	この法律において「能力開発就職促進地域」とは、
(大津において「世域雇用開発」とは、次に掲げる要件に該当とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。といよ律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当を対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対する当該地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。	ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講開会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講覧がする当該地域内に居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の大津において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当をの法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当を対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、方式する当該地域内において就職することが著しく困難な状況にあこと。	する地域をいう。	
表彰  ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。  ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。  自然が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講題ととにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。  自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。  一目然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。  一目然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。  一目然の法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当を対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、つ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。  「四」(略)  四(略)  四(略)  四(略)  三  1	正とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。	地域をいう。  ことにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。  三とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。  三とにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。  三世域をいう。  三世域とは、次に掲げる要件に該当 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(特別区を含む。以下同じ。)	をいう。

こと。

足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困二をの地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不

難な状況にあること。

ものとして厚生労働省令で定める状態にあること。三前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる

兀 کی 策について検討するための協議会を設置しており、 域の事業主団体その が雇用の 重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意 工夫を生かした雇用機会の創出 その地域内の市町村、 創造に資する措置を自ら講じ、 他の地域の関係者が、 当該地域をその区域に含む都道府県、 ( 以 下 「雇用の創造」という。)の方 又は講ずることとしているこ その地域の特性を生かして かつ、 当該市町村 当該地

ための措置を講ずる必要があると認められること。五一その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発の

(削る)

自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

ことを希望する求職者の就職が困難な状況にあること。 以下同じ。 を有するものが相当程度に少ないため、 以上居住し、 る求職者が就くことを促進することが適当と認められるものをいう。 び衛生その他の労働条件並びに就業環境に照らし当該地域内に居住す を含む。 家内労働法 0 相当数の求人に係る職業であつて、 その地域内に就職促進対象職業 の賃金(同条第五項の工賃を含む。 当該求職者のうち当該就職促進対象職業に適合する能力 に就くことを希望する求職者が厚生労働省令で定める数 (昭和四十五年法律第六十号) (その地域内に所在する事業所 当該地域内に居住する労働者 当該就職促進対象職業に就く 第 一条第一 労働時間 一項の家内労働者 安全及 から

ものとして厚生労働省令で定める状態にあること。 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる

ための措置を講ずる必要があると認められること。四 その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発の

う。 に該当する地域以外の地域のうち、次に掲げる要件に該当する地域をいて「求職活動援助地域」とは、雇用機会増大促進地域

自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

内に所在する事業所に係る求人に関する情報(求人数、労働者が従事)が厚生労働省令で定める数以上居住し、当該求職者に対し当該地域が不安定であると認められるものを含む。以下この号において同じ。 こ その地域内に求職者 (現に職業に就いている者であつて、その職業

第三条 (削る) 発生の状況その他これらの地域における雇用の動向に的確に対処するた (責務) 国は、 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における求職者の 第三条 5 動援助地域における求職者の発生の状況 件に該当する地域をいう。 (責務) දි を講ずることが必要であると認められること。 用されている労働者に関し第六章に定める地域雇用開発のための措置 この法律において「高度技能活用雇用安定地域」とは、 いう。 化その他の経済上の理由 が困難な状況にあること。 すべき業務の内容 する状況が悪化しており、 より製品又は役務の供給の減少を余儀なくされ、 ための措置を講ずることが必要であると認められること。 ものとして厚生労働省令で定める状態にあること。 ないため、 その地域内に居住する求職者及び当該地域内に所在する事業所に雇 その地域内に所在する事業所に関し産業構造又は国際経済環境の変 高度技能労働者を雇用する事業所が集積している地域であること。 その地域内に居住する求職者に関し第五章に定める地域雇用開発の 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる 国は、 第十五条第一項第一号において同じ。) 当該求職者がその地域内において安定した職業に就くこと 雇用機会増大促進地域、 賃金、 (漁業をめぐる国際環境の変化を含む。) に 又は悪化するおそれがあると認められるこ 労働時間その他の労働条件その他の情報を 能力開発就職促進地域及び求職活 高度技能活用雇用安定地域内 が適切に提供されてい これに伴い雇用に関 次に掲げる要

策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施め、これらの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事務

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等

(地域雇用開発指針)

。)を策定するものとする。

の地域雇用開発計画及び第六条第一項の地域雇用創造計画の指針となる造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一項2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域及び自発雇用創2

3~5 (略)

べ

き事項について定めるものとする。

(地域雇用開発計画)

|第五条||都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域

されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策を総合らの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事務所に雇用響その他これらの地域における雇用の動向に的確に対処するため、これに所在する事業所に関する製品又は役務の供給の減少の雇用に及ぼす影

一章 地域雇用開発指針及び地域雇用機会増大計画等

第

的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

(地域雇用開発指針)

発の促進に関する指針(以下「地域雇用開発指針」という。)を策定す、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発四条。厚生労働大臣は、雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域

剧 2 地域雇用開発指針においては、国の雇用機会増大促進地域、能力開発―― るものとする。

就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域におけ

会増大計画、第六条第一項の地域能力開発就職促進計画、第七条第一項

る地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一

項

の地域

雇

用機

計画の指針となるべき事項について定めるものとする。の地域求職活動援助計画及び第八条第一項の地域高度技能活用雇用安定

3~5 (略)

(地域雇用機会増大計画)

い地域 第五条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域

」という。 地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画 であつて雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、 を策定し、 厚生労働大臣に協議し、 以下 その同意を求めること 「地域雇用開 発計画 当該

2 地域雇用開発計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

ができる。

雇用開 発促進 地域の区域

する事項 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関

三 雇用開発促進 |地域の地域雇用開発の目標に関する事項

兀 項 雇用開発促進地域の 「該雇用開 発促進 地 地域雇用開発を促進するための方策に関する事 域内において行うべ 項の規定に

基 づく助成及び援助に関する事項を含む。

(当

五. 計 |画期間

5

かじめ、

関係市町村長の意見を聴くものとする

3 都道府県知事は、 地域雇用開発計画の案を作成するに当たつては、 あ 3

4 ものであると認めるときは、その同意をするものとする。 厚生労働大臣は、 地域雇用開発計画が次の各号のいずれにも該当する

つ、 その地域雇用開発計画に係る地域が雇用開発促進地域に該当し、 地域雇用開発指針に適合するものであること。

第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適

三 (略

合するものであること。

であつて雇用機会増大促進地域に該当すると認められるものごとに、 大計画」という。 該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画 を策定し、 厚生労働大臣に協議し、 以下 「地域雇用機会増 その同意を求め 当

地域雇用機会増大計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとす

る。

2

ることができる

雇用機会増大促進 地域の区 |域

雇用機会増大促進地域における労働力の需給状況その他雇用 0 動

向

に関する事項

三 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

雇用機会増大促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関

る事項

兀

き第七条第

あらかじめ、 都道府県知事は、 関係市町村長の意見を聴くものとする。 地域雇用機会増大計画の案を作成するに当たつては

4 するものであると認めるときは、 厚生労働大臣は、 地域雇用機会増大計画が次の各号のいず その同意をするものとする れにも該当

その地域雇用機会増大計画に係る地域が雇用機会増大促進地 地域雇用開発指針に適合するものであること。 地域に該

カゝ

当し、

かつ、

合するものであること。 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適

三 (略

三 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項 にまする事項 ニー ニーニー コーニー コーニー コーニー コーニー ニーニー コーニー コーニ		一 自発雇用創造地域の区域 とする。	2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 2 地	労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。	進に関する計画(以下「地域雇用創造計画」という。)を策定し、厚生 求め	該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促 職促:	は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に 該地:	の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又であ	第六条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内 第六条	(地域雇用創造計画) (地:	8 (略) 8 ()	らない。	しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければな 変更	7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画を変更 7 都	は、遅滞なく、これを公表しなければならない。	6 都道府県は、地域雇用開発計画が第四項の規定による同意を得たとき 6 都	聴かなければならない。	区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を 政令	かじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げるかじめ、	5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あら 5 厚:
	能力開発就職促進地域の区域	/る。 	地域能力開発就職促進計画においては、次に掲げる事項を定めるもの		求めることができる。	職促進計画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を	該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域能力開発就	3つて能力開発就職促進地域に該当すると認められるものごとに、当	<ul><li>都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域</li></ul>	地域能力開発就職促進計画)	(略)	ばならない。	変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なけれ	都道府県は、第四項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画を	は、遅滞なく、これを公表しなければならない。	都道府県は、地域雇用機会増大計画が第四項の規定による同意を得た		政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。	<ul><li>め、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他</li></ul>	厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あら

事業の分野(第十二条第一項において「地域重点分野」という。)に   る状況

(削る)	9       第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。       8         市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造でければならない。       7	7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意 区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を 聴かなければならない。 5 下町村又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を を表しようとするときは、あら 5 下町村又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を	5 厚生労働大臣は、地域雇用創造計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。 一 その地域雇用創造計画に係る地域が自発雇用創造地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。 一
域に係る地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域求職活動援助計であつて求職活動援助地域に該当すると認められるものごとに、当該地第七条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域(地域求職活動援助計画)	8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。	<ul><li>都道府県は、地域能力開発就職促進計画が第四項の規定による同意を 政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。 政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。</li><li>厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あら</li></ul>	<ul><li>三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。</li><li>三 その他地域雇用開発指針に適合するものであること。</li><li>三 その他地域雇用開発指針に適合するものであること。</li><li>三 その他地域雇用開発指針に適合するものであること。</li></ul>

| とができる。 | 画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めるこ

2 地域求職活動援助計画においては、次に掲げる事項を定めるものとす

る。

一 求職活動援助地域の区域

二 求職活動援助地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関

する事項

四 求職活動援助地域における地域就職援助団体等(事業主団体若しく三 求職活動援助地域の地域雇用開発の目標に関する事項

つて、求職活動援助地域内に居住する求職者が当該求職活動援助地域はその連合団体又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人であ

内において安定した職業に就くことを容易にする活動を行うものをい

う。第十五条第二項において同じ。)の当該活動の援助に関する事項

その他の求職活動援助地域の地域雇用開発を促進するための方策に関

する事項

あらかじめ、

3 都道府県知事は、地域求職活動援助計画の案を作成するに当たつては

4 厚生労働大臣は、地域求職活動援助計画が次の各号のいずれにも該当

関係市町村長の意見を聴くものとする。

するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域求職活動援助計画に係る地域が求職活動援助地域に該当し

合するものであること。 二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適

その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 かじめ、 厚生労働大臣は、 関係行政機関の長に協議するとともに、 前項の規定による同意をしようとするときは、 労働政策審議会その他 あら

6 都道府県は、 地域求職活動援助計画が第四項の規定による同意を得た これを公表しなければならない。

政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

ときは、

遅滞なく

7 変更しようとするときは、 都道府県は、 第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計 厚生労働大臣に協議し、 その同意を得なけれ 画を

ばならない。

8

第三項から第六項までの規定は、 前項の場合について準用する。

(地域高度技能活用雇用安定計画)

第八条 の同意を求めることができる。 能活用雇用安定計画」という。 であつて高度技能活用雇用安定地域に該当すると認められるものごとに 当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画 都道府県は、 地域雇用開発指針に基づき、 を策定し、 厚生労働大臣に協議し、 当該都道府県内の地域 ( 以 下 「地域高度技 そ

2 地域高度技能活用雇用安定計画においては、 次に掲げる事項を定める

ものとする。

高度技能活用雇用安定地域の区域

高度技能活用雇用安定地域における労働力の需給状況その他雇用

向に関する事項

高度技能活用雇用安定地域における高度技能労働者に係る雇用に関

### する状況

兀 れに関する知識を活用した地域雇用開発の目標に関する事項 高度技能活用雇用安定地域における職業に必要な高度の技能及びこ

五. 前号に規定する地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 たつては、 都道府県知事は、 あらかじめ、 地域高度技能活用雇用安定計画の案を作成するに当 関係市町村長の意見を聴くものとする。

にも該当するものであると認めるときは、 厚生労働大臣は、 地域高度技能活用雇用安定計画が次の各号のいずれ その同意をするものとする。

その地域高度技能活用雇用安定計画に係る地域が高度技能活用雇用

کی 安定地域に該当し、 かつ、地域雇用開発指針に適合するものであるこ

合するものであること。 第一 一項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適

その地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 かじめ、 厚生労働大臣は、 関係行政機関の長に協議するとともに、 前項の規定による同意をしようとするときは、 労働政策審議会その他 あら

政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、 地域高度技能活用雇用安定計画が第四項の規定による同

意を得たときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 定計画を変更しようとするときは、 都道府県は、 第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安 厚生労働大臣に協議し その同意を

8 第三項から第六項までの規定は、 前項の場合について準用する。

得なければならない。

当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行席、 以下この項において同じ。)に係る雇用開発促進地域(以下「同意の。以下この項において同じ。)に係る雇用開発促進地域(以下「同意の。以下は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画を提出域雇用開発のための助成及び援助)		(削る) 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置	
	2 前項の助成及び援助を行うものとする。会増大促進地域内において事業所を設置し、又は整備して同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。 、必要な助成及び援助を行うものとする。 「に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする」 「に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする」 「に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする」 「に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする」 「に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする」 「はいっしい」という。 「はいっしいいっしいいっしいっしいっしいいっしい。 「はいっしいいっしいいっしいいっしいいっしいいっしい。 「はいっしいっしいいっしいっしいいっしいっしいいっしいいっしいっしいいっしいいっし	計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後第九条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用機会増大(地域雇用開発のための助成及び援助) 第三章 雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発のための措置	

する。 険法 法第六十三条の能力開発事業として 実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を 域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、 地域内において事業所を設置し、 うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、 (昭 和四十九年法律第百十六号) 又は整備して当該同意雇用開発促進地 第六十二条の雇用安定事業又は同 必要な助成及び援助を行うものと 当該雇い入れた者に 当該同意雇用開発促進 雇用保 こついて

に行わせるものとする。 助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構 十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援 ところにより、前項の助成及び援

(職業訓練の実施)

め、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するた第八条 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地 第

2 (略)

別の措置を講ずるものとする

(職業紹介等の実施)

速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、職業指第九条 公共職業安定所は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者の

(職業訓練の実施)

て特 時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置るた 住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練歴地 第十条 国及び雇用・能力開発機構は、同意雇用機会増大促進地域内に居

2 (略)

を講ずるものとする。

、職業紹介等の実施

職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、第十一条 公共職業安定所は、同意雇用機会増大促進地域内に居住する求

導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置

(削る)

職業指導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 能力開発就職促進地域に係る地域雇用開発のための措置

# (地域雇用開発のための助成及び援助)

第十二条 業主に対して、 変更後のもの。 成及び援助を行うものとする。 地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、 という。 職促進計 政府は、 画 に係る能力開発就職促進地域 (同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、 雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、 以下この項において「同意地域能力開発就職促進計 第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就 〇 以 下 同意能力開発就職促進 次に掲げる事 必要な助 その 画

業主 する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事職促進計画で定められた就職促進対象職業に必要な技能及びこれに関
職促進地域内に居住する求職者を雇い入れ、かつ、同意能力開発就

同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条

第

項に規定する被保険者

( 以 下

「被保険者」という。

として雇用

しているものに限る。)について、前号に規定する教育訓練の実施そされることとなつている者(当該同意能力開発就職促進地域内に居住

の他の措置を講ずる当該事業所の事業主

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七

	(地域雇用開発のための事業)  「他域雇用開発のための事業)  「中報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施、場合、当該同意地域雇用創造計画」という。)における地域雇用創造地域の。以下「同意自発雇用創造地域」という。)における地域雇用創造地域の。以下「同意自発雇用創造地域」という。)における地域雇用創造地域の提案に係る事業が当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関するする当該同意を得た地域雇用創造計画を提供している。
とする。    とする。    とする。    とする。    とする。    とする。    とする。    とする。    (職業訓練に係る特別の措置)   (職業訓練に係る特別の措置)   (職業訓練に係る特別の措置を講ずるものとする。    こ   こ   こ   こ   こ   こ   こ   と   こ   と   と	(削る)
事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるもの十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる	

する。 働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために 条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものと 適当であると認めるものであるときは、 施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、 全部又は において雇用の創造に資する事業を行う団体 政府は、 部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域 厚生労働省令で定めるところにより、 当該事業を雇用保険法第六十二 (当該地域雇用創造協議会 前項に規定する事業の 厚生労

2 の提案に係る団体であつて、 に限る。 に委託することができる 厚生労働省令で定める要件に該当するもの

第十一条 る求職者について準用する。 第八条及び第九条の規定は、 同意自発雇用創造地域内に居住す

(準用)

報の提供、 居住する求職者について準用する。 求人の開拓」とあるのは、 この場合において、 「雇用情報の提供」と読み替える 同条中

ものとする。

(委託募集の特例)

第十二条 働者の募集を行わせようとする場合において、 同意地域雇用創造計画に従つて当該募集に従事しようとするときは 企業団体をして当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属す る事業に係る職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労 地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、 当該地域中小企業団体が 当該地域中小 職

(準用)

第十四条 第十条及び第十一条の規定は、 同意能力開発就職促進地域内に 「雇用情

項の規定は、当該構成員である中小企業者については、適用しない。 業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三

| に定めるところによる。 | この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第一中小企業者 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会

定められたものをいう。であつて、第六条第二項第八号の規定により同意地域雇用創造計画で一地域中小企業団体 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等

3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、

九条、 場合について、 する同条第一 の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬 をして労働者の募集に従事する者について、 において について 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた 項及び第一 第四十一条第二項、 同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用 同法第三十七条第二項中 項に規定する職権を行う場合について準用する。 一項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出 同法第五条の三第一項及び第三項、 第四十八条の三、第四十八条の四、 |労働者の募集を行おうとする者」 同法第四十条の規定は同項 第五条の四、 この場合 第五十条 第三十 供与

当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」て労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をし

と読み替えるものとする。

ければならない。 事する地域中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の 「おりででは、 「おりででは、 「おりでででは、 「おりでででは、 「おりでででする。 「おりでででする。 「おりででする。 「おいでででする。」 「おいででする。 「おいでする。 「ないでする。 「ないですないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。 「ないでする。

(地域再生に係る措置との総合的な実施)

する。
を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものと第十四条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生

第五章 求職活動援助地域に係る地域雇用開発のための措置

# (地域求職活動援助事業)

助計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援

後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。)に係助計画(同条第七項の財定による変更の同意かあったときに、その変更

る求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十る地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住す

三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

地域内に居住する求職者に対し提供すること。業所に係る求人に関する情報を収集し、並びに当該同意求職活動援助一一の意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業の概要及び当該事

三 同意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業主が当該事業所のするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。 二 同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対して、就職を容易に

する求職者に対し説明を行うための説明会を開催すること。事業所に係る求人の内容について当該同意求職活動援助地域内に居住事業の概要及び当該事業所において従事すべき業務の内容その他当該三 同意求職活動援助地域内に別右する事業別の事業主が当該事業別の

四 前三号に掲げるもののほか、同意求職活動援助地域内に居住する求

団体等に委託することができる。 
② 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業 
配者の就職を容易にするための事業を行うこと。

#### (準用)

第十六条 について準用する。この場合において 第十一条の規定は、 同意求職活動援助地域内に居住する求職者 同条中 雇用情報の提供 求人

体等と連携した雇用情報の提供」と読み替えるものとする。

の開拓」とあるのは、

「第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団

高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発のための措

第六章

置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 政府は、 第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活

その変更後のもの) 用雇用安定計画 (同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、 に係る高度技能活用雇用安定地域 以下 同意高度

技能活用雇用安定地域」という。 雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開 における地域雇用開発を促進するた

発事業として、 次に掲げる事業を行うものとする。

同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に職業に必要な

高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、 又は当該同意高

置若しくは整備を行い、 度技能活用雇用安定地域内において必要な設備若しくは福祉施設の設 かつ、 同意高度技能活用雇用安定地域内に居

住する求職者を雇い入れる事業主に対して 必要な助成及び援助を行

(産業集積の形成及び活性化に係る措置等との総合的な実施)

第五章

雑則

法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。
定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で

2

(準用)

(基盤的技術産業集積の活性化に係る措置との総合的な実施)

的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。
える技術を有する事業者の集積の活性化を促進するための措置とを総合第十九条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる製造業の発展を支

第七章 雑則

業集積の形成及び活性化を促進するための措置その他の地域の活性化に第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講ぜられる地域における産

資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(協力)

る地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう 樹力開発機構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域におけ 構第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能 第二

相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(協力)

その促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携るよう 職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開におけ 構は、同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求用・能 第二十条 公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機

を図りながら協力しなければならない

(地方公共団体への援助)

発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要し、又は策定した都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようと

置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うことができる。村に対し、自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措2 都道府県は、地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した市町

な情報提供、

助言その他の援助を行うように努めなければならない。

、船員となろうとする者に関する特例

に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者に関しては 項に規定第十八条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項 第二十一条

(船員となろうとする者に関する特例

しては| 項に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者に関して|第一項|第二十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一|

土交通大臣」 項において準用する場合を含む。)中 「公共職業安定所」とあるのは 第四条第一 と 項並びに同条第三項及び第四項 第九条(第十一条において準用する場合を含む。 「地方運輸局 「厚生労働大臣」とあるのは (これらの規定を同条第五 (運輸監理部を含む。 国 中

雇用 能力開発機構」 とあるのは 地方運輸局 (運輸監理部を含む。

第十六条中「公共職業安定所

都道府県、

市町村及び独立行政法人

都道府県及び市町村」とする

2 びに第六条第 5 創造計画については、 割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用開発計画及び地域雇用 九項において準用する場合を含む。 の規定を同条第八項において準用する場合を含む。 その地域内に居住する求職者のうち、 項並びに同条第五項及び第六項 第五条第一項並びに同条第四項及び第五項 並びに第八項中 船員となろうとする者の占める (これらの規定を同条第 「厚生労働大臣」 並びに第七項並 これ 2

とあるのは、

「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする

は、 び独立行政法人雇用・ 局 て準用する場合を含む。) 国土交通大臣」と、 五項において準用する場合を含む。 理部を含む。 (運輸監理部を含む。)」と、 第四条第一項並びに同条第三項及び第四項 )及び都道府県」とする。 第十一条 能力開発機構」とあるのは 中「公共職業安定所」 (第十四条) 前条中 ) 中 「厚生労働大臣」とあるの 「公共職業安定所 第十六条及び第十八 (これらの規定を同 とあるのは 地方運輸局 都道 条に 地 (運輸監 一府県及 方運輸 条第 お は

割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用機会増大計 臣」とする。 第七項中「厚生労働大臣」とあるのは、 条第四項及び第五項 第六条第一項並びに同条第四項及び第五項 らの規定を同条第八項において準用する場合を含む。 安定計画については、 力開発就職促進計画、 を含む。 において準用する場合を含む。 その地域内に居住する求職者のうち、 (これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。 並びに第七項並びに第八条第 (これらの規定を同条第八項において準用する場合 地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用 第五条第一 並びに第七項、 項並びに同条第四項及び第五項 船員となろうとする者の 一項並びに同条第四項及び第五 「厚生労働大臣及び国土交通大 (これらの規定を同条第八項 第七条第一 並びに第七項、 項 画 並びに同 並びに 占め 地 これ 域能 る

、権限の委任

略

第十九条 (略)

、権限の委任

## 第六章 罰則

の規定による業務の停止の命令に違反して、 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項 労働者の募集に従事した者

は 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三

した者

十万円以下の罰金に処する。 第十二条第三項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事

第十二条第四項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規

定による指示に従わなかつた者

第十二条第四項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十

条の規定に違反した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に

処する。

第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定

による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一 一項の規定

に対して答弁をせず、 による立入り若しくは検査を拒み、 若しくは虚偽の陳述をした者 妨げ、 若しくは忌避し 又は質問

三 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)

3~9 (略)		組合等に関する事項	より労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同	第二号において「事業協同組合等」という。)が同条第三項の規定に	働省令で定める要件に該当するものに限る。)(以下この号及び同項	規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの(厚生労	生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で第十二条第二項第一号に	他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚	八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その	一~七 (略)	2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第六条 (略)	(地域雇用創造計画)	改正案
3~9 (略)	組合等に関する事項	より労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同	第二号において「事業協同組合等」という。)が同条第三項の規定に	働省令で定める要件に該当するものに限る。)(以下この号及び同項	規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの(厚生労	三十四条の規定により設立された社団法人で第十二条第二項第一号に	生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第	他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚	八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その	一~七 (略)	2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第六条 (略)	(地域雇用創造計画)	現行

改 正 案  (法務大臣の連絡又は協力)  第五十三条の二 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑か整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的としてる。  る。  おの任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じれればならない。  ければならない。  ければならない。		(削る)	
案 (法務大臣の連 (法務大臣の連 (法務大臣の連 ) 第五十三条の二   留する外国人の   る。   3。   1			改
(法務大臣の連 第五十三条の二 第五十三条の二 留する外国人の 留する外国人の る。 ければならない ければならない			正
(法務大臣の連 (法務大臣の連 を等を図るため 法務大臣は、 法務大臣は、			案
3 を	ければならないという。	(法務大臣の連	

改正案	現行
(業務等)	(業務等)
第四十二条 (略)	第四十二条 (略)
3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材セン	3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材セン
ターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法	ターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法
第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規	第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規
定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条	定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条
の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の	の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の
七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条	七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条
の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十	の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十
一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法	一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法
第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の	第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の
二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同条第五項及び第七項中「第	二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同条第五項及び第七項中「第
一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四	一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四
十二条第二項の規定」とする。	十二条第二項の規定」とする。

六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)

規定を適用する。	規定を適用する。
百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第三章の	百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第二章の
ては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法(昭和四十一年法律第	ては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法(昭和四十一年法律第
2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関	2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関し
第三十条 (略)	第三十条 (略)
(職業安定法の規定の読替え適用等)	(職業安定法の規定の読替え適用等)
現行	改正案

改 正 案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ
かさどる。	かさどる。
五十二 削除	五十二 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第八条第一項に
	規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関すること。
六十二 第五十三号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関	六十二 第五十二号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関
すること。	すること。
2 (略)	2 (略)
(労働政策審議会)	(労働政策審議会)
第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一~三 (略)	一~三 (略)
四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間等の設定の	四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間等の設定の
改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)、労働安全衛生法	改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)、労働安全衛生法
(昭和四十七年法律第五十七号)、労働災害防止団体法(昭和三十九	(昭和四十七年法律第五十七号)、労働災害防止団体法(昭和三十九
年法律第百十八号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五	年法律第百十八号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五
十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律	十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律
第八十四号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号	第八十四号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号
)、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する	)、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する

2 略

保険法 働法 第百十三号)、 男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 等の人材確保の促進に関する法律 改善の促進に関する法律 用管理の改善等に関する法律 の福祉に関する法律 青少年福祉法 労働力の確保の促進に関する法律 雇用管理の改善等に関する法律 おける労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の 三十三号)、港湾労働法 齢者等の雇用の安定等に関する法律 就業条件の整備等に関する法律 百四十一号)、 障害者の雇用の促進等に関する法律 た事項を処理すること。 (昭 (平成十年法律第四十六号) 、職業安定法 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和四十九年法律第百十六号)、職業能力開発促進法、 和四十五年法律第六十号) 育児休業、 (昭和四十五年法律第九十八号)、 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の (平成三年法律第七十六号)、短時間労働者の (平成三年法律第五十七号)、介護労働者の 介護休業等育児又は家族介護を行う労働 (昭和六十三年法律第四十号)、中小企業に (平成五年法律第七十六号) (平成四年法律第六十三号) 、看護師 (昭和六十年法律第八十八号)、 (平成八年法律第四十五号)、 (平成四年法律第八十六号)、 の規定によりその権限に属させら (昭和四十六年法律第六十八号) (昭和三十五年法律第百二十三 (昭和五十一年法律第 (昭和二十二年法律第 雇用の分野における (昭和四十七年法律 及び家内労 勤労 雇用 林業 高年 雇

号) 法律 律 四十号)、 りその権限に属させられた事項を処理すること。 七十六号)及び家内労働法 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 能力開発促進法、 律第四十五号)、雇用保険法 律第八十六号)、 第六十三号)、 七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 齢者等の雇用の安定等に関する法律 就業条件の整備等に関する法律 百四十一号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法 障害者の雇用の促進等に関する法律 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 (昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、 (平成十年法律第四十六号)、 地域雇用開発促進法、 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の 看護師等の人材確保の促進に関する法律 林業労働力の確保の促進に関する法律 勤労青少年福祉法 (昭和四十五年法律第六十号) 建設労働者の雇用の改善等に関する法 (昭和四十九年法律第百十六号)、 (昭和六十年法律第八十八号)、 職業安定法 (昭和四十六年法律第六十八号) (昭和四十五年法律第九十八号) (昭和三十五年法律第百二十三 (平成三年法律第七十六号 (昭和二十二年法律 (平成三年法律第五 (昭和六十三年法律第 介護休業等育児又は (平成五年法律第 (平成四年法 (平成四. (平成八年法 の規定によ 職業 年法 高年 +

略

2

八 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号)

(略)	る。 「での規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有すがでの表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、第二条 (略)	附 則	済的社会的条件」とあるのは、「経済的社会的条件」とする。	改正案
(略) (略)       より適用される地域雇用開発促進法第五       (略)       (略)       (略)	有す 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有すは、2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、第二条 (略)	附 則	(地域雇用開発促進法の特例)  条件」とあるのは「経済的社会的条件」とする。  条件」とあるのは「経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」と ち、次に」とあるのは「経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」と を、次に」とあるのは「経済的社会的条件」と な、同項第一号及び第三項第一号及び第三項第一号及び第三項第一号及び第三項第一号及び第三項第一号及び第三項第一号及び第三項第一号表別。 と、次に」とあるのは「経済的社会的条件」とする。	現行

3						
(略)	(略)					
į)	(略)				用開発計画	条第四項の規定による同意を得た地域雇
	(略)					
3 (略	(略)					
문)	(略)	意を得た地域求職活動援助計画	進計画又は第七条第四項の規定による同	定による同意を得た地域能力開発就職促	用機会増大計画、同法第六条第四項の規	条第四項の規定による同意を得た地域雇
	(略)					

九 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)

業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる 業務並びに次三条に規定する特別の勘定のうち財形業務(第十一条第三項に規定する 三条に規定す機構は、財形勘定(次条第十項の規定により読み替えて適用する第十 12 機構は、財	(略)	(略) 第三条	(雇用・能力開発機構の解散等)              (雇用・	附 則	(略) 2~5 (	七~十 (略) 七~十 (略)	号に掲げる事業を行うこと。	改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第七条第一項各 律(平	おける労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の び良好な雇	(厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。) 及び中小企業に 項及び第十	地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第七条第一項 六 地域		第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 常十一条	(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (	改 正 案
)に次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる定する特別の勘定のうち財形業務(第十一条第三項に規定する1、財形勘定(次条第九項の規定により読み替えて適用する第十二、	(略)	(略)	・能力開発機構の解散等)	則	(略)	(略)		(平成三年法律第五十七号)第七条第一項各号に掲げる事業を行う	な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法	第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及	地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第十二条第一	(略)	機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。	範囲)	現行

業務をいう。)に係るものをいう。 認を受けた額を財形勘定から一般勘定 えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一 るところにより、 に繰り入れることができる。 毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、 当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承 ただし、当該繰入れの累計額は、 以下この項において同じ。)におい (同条第十項の規定により読み替 厚生労働省令で定め 般の勘定をいう。 厚生労

13 16 (略)

働省令で定める額を超えることができない

(業務の特例等)

第四条

略)

2 (略

3

促進法第十七条第一 業務のほか、 業務を含む。 われるものに限る。 た地域において、 (平成十九年法律第 機構は、 附則第十四条の規定による改正前の第十一条第一項第六号に掲げる業 (改正法の施行の際改正法第二条の規定による改正前の地域雇 第十一 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の を行うものとする。 条第一項、 改正法附則第五条の規定によりなお従前の例により行 項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であっ が 終了するまでの間 号。 第三項及び第四項並びに前三 以下この項において 当該業務 「改正法」という。 部を改正する法律 (これに附帯する 一項に規定する 用開 発

)に繰り入れることができる。 業務をいう。)に係るものをいう。 て、 認を受けた額を財形勘定から一般勘定 るところにより、 働省令で定める額を超えることができない えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一 毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、 当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承 ただし、 以下この項において同じ。 (同条第九項の規定により読み替 当該繰入れの累計額は、 厚生労働省令で定め 般の勘定をいう。 に 厚生労 お

13 \( \)
16 (略)

(業務の特例等)

第四条 (略)

2 略

3 えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舎等業務 機構は、 第六項の規定により宿舎等勘定 (第九項の規定により読み替 ( 第 項

4

機構は、

第七項の規定により宿舎等勘定

(第十項の規定により読み替

( 第

一項

えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舎等業務

事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めると ては、 第二号及び第三号に掲げる業務をいう。 その残余の額を国庫に納付しなければならない。 ころにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、 分を行った事業年度の終了の日 に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの (第六項において「対象資産」という。) を処分した場合には、 以下同じ。)を廃止するまでの間の各事業年度において、 当該廃止の日。 第六項において同じ。)において、それぞれ当該 (宿舎等勘定を廃止する事業年度にあっ 以下同じ。 )に係るものをいう 宿舎等勘定 当該処

5 (略)

6 その額により資本金を減少するものとする は、 0) 産に係る前条第六項第三号の価額 日 におい その価額の合計額) 構が第四 て、 項 機構に対する政府の出資はなかったものとし、 の処分を行った場合には、 については、当該処分を行った事業年度の終了 (処分した対象資産が複数であるとき 各事業年度に処分した対象資 機構は、 5

7~9 (略)

10

び 第 第六条第 発事業」 項 雇用保険法等の一 定する業務を行う場合には、 並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号、 第 一号並びに第三 項から第一 とあるのは 項の規定による暫定雇用福祉事業」と、 一項までの規定により機構が第 部を改正する法律 項」 と 同法第六十三条の規定による能力開発事業又は 第十一条第二項中 「又は同法第六十三条の規定による能力開 (平成十九年法律第 「前項」とあるのは 項から第三項までに 第十二条第一項中「 第一 一項第一号及 号) 附則 前 規

> 第二号及び第三号に掲げる業務をいう。 事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めると ては、 その残余の額を国庫に納付しなければならない。 ころにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは 分を行った事業年度の終了の日 に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるも (第五項において「対象資産」という。 以下同じ。)を廃止するまでの間の各事業年度において、 当該廃止の日。 第五項において同じ。 (宿舎等勘定を廃止する事業年度に )を処分した場合には 以下同じ。 )において、 )に係るもの それぞれ当該 宿舎等勘 いう

4 (略)

その額により資本金を減少するものとする。
の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、は、その価額の合計額)については、当該処分を行った事業年度の終了産に係る前条第六項第三号の価額(処分した対象資産が複数であるとき産機構が第三項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資

6~8 (略)

9 は、、 二号」と、 定による暫定雇用福祉事業」と、 部を改正する法律 附則第四条第一項第二号、 務を行う場合には、 第 同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等 項及び第二項 「又は同法第六十三条の規定による能力開発事 (平成十九年法律第 第十一条第二項中 の規定により機構が第 第三号及び第五号並びに第一 第十二条第一項中 「前項」とあるのは |項及び第| 号) 附則第六条第 「前条第三項第 一項第一 |項に規定する業 業 前 とあ 号 項 及び 並 項 の規 るの びに 一号 0

則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。 三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、 第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特 第四号から第八号までに掲げる業務をいう。)並びに附則第四条第一項 前条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第 に附則第四条第 十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項 十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは 「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附 項第一号、 第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、 第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、 項から第三項まで」と、第十五条第一項及び第三項中 第三項及び第四項並び 「財形業務 ( 第 第 第

」とあるのは 号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、 号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号 及び第二項第八号」とする。 項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中 とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第 第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、 に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条 までに掲げる業務をいう。)並びに附則第四条第一項第二号及び第三号 定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号 条第三項に規定する業務」とあるのは 「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、 「財形業務 「第十一条第三項第一 (第十一条第三項に規 第十三条中「第十一 第三項及び第四項 第四

十 独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成十七年法律第八十二号)

2~16 (略)	イ・ロ (略)	- 、次の業務を行うこと。	読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき	六 独立行政法人雇用・能力開発機構法  附則第四条第十項の規定により	一~五 (略)	する。	第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものと	(業務の特例等)	附則	改正案
2~16 (略)	イ・ロ (略)	、次の業務を行うこと。	読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき	六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第九項の規定により	一~五 (略)	する。	第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものと	(業務の特例等)	附則	現行

十一 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号)

0	第三項並びに同法附則第四条第四項、第七項及び第八項の規定」とするるのは「並びに」と、「第十四条第三項の規定」とあるのは「第十四条	十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「及び」とあ	又は第八項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九	第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第四項、第七項	(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)	附 則	改正案
0	第三項並びに同法附則第四条第三項、第六項及び第七項の規定」とするるのは「並びに」と、「第十四条第三項の規定」とあるのは「第十四条	十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「及び」とあ	又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九	第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第三項、第六項	(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)	附則	現